

Open Source Conference 2026 Online/Fall

OSSライセンスのQ&AとAIの回答の比較

2026年10月2日

NEC OSS推進センター・姉崎 章博



自己紹介

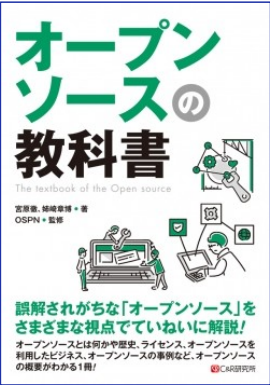
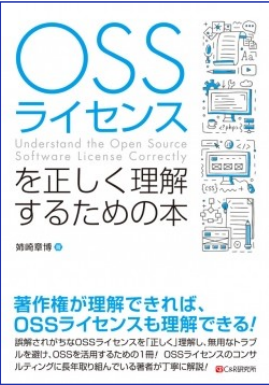
NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

著書『OSSライセンスを正しく理解するための本』 (2021年)<https://c-r.com/book/detail/1425>

初版の訂正情報：https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm

共著『オープンソースの教科書』 <https://c-r.com/book/detail/1416>

第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)



汎用機ACOS

通信管理

OSIの標準化、実装

Linuxの実装、普及

IA-64 Linuxの実装

Linuxの普及

LinuxWorld

日本Linux協会

日本OSS推進フォーラム

OSSライセンス解説

2006 年 から NEC グループ内へ累計100回以上、3 千名以上へ集合教育

OSSライセンス コンサル

2008年 コンサル開始

2013年 著作権情報センター (CRIC) 第9回 著作権・著作隣接権 論文佳作入選「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」



OSSライセンスのQ&AとAIの回答の比較 の概要

比較対象

- OpenChain Japan WG（FAQ Subgroup）OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1
- ChatGPT
- 『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLM

いったい、どんな回答を出すのだろう？

比較質問

1. ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは？
2. 改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要？
3. 仕入れたプログラムに知らずに含まれていたOSSのライセンスは？
4. 添付されていないライセンスファイルを添付したら、OSSを改変したことになる？

Q cocoapods、composerなどのライブラリ/パッケージ管理ツールによって、依存関係のある他のOSSがダウンロードされて組み込まれたOSSがあります。このOSSを配布する場合、ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは気にせず配布できますか？

A いいえ。

- ◆ライブラリ/パッケージ管理ツールによってダウンロードされた、依存関係のある他のOSSについても、配布する際の条件を遵守する必要があります。
- ◆したがって、自分で開発元からダウンロードしたものと同様に、ライセンスを調査し、その条件を遵守してください。

OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup) OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1 より

- 「配布」は「頒布」でしょう
- 「条件を遵守する」のではなく、「条件を満たす」でしょう
- 全体的に、回答が簡潔ですが、その**根拠の説明が何も無い**のは…。

ChatGPTでの答えは以下ようになります

Q cocoapods、composerなどのライブラリ/パッケージ管理ツールによって、依存関係のある他のOSSがダウンロードされて組み込まれたOSSがあります。このOSSを配布する場合、ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは気にせず配布できますか？

A 結論から言うと、「気にせず配布」はできません。必ず依存OSSのライセンスも確認する必要があります。なぜか？

cocoapods やcomposer は依存OSSを“自動取得して組み込むだけ”で、ライセンス責任は引き継ぎません。つまり実際に配布するのは「依存OSSを含んだ成果物」になるため、すべてのライセンス条件を満たす責任は配布者側にあります。 中略

まとめ 依存OSSのライセンスはすべて考慮が必要

- パッケージ管理ツールは責任を肩代わりしない
- 配布者が最終責任を持つ
- 特にGPL系は要注意

- 「配布」は「頒布」でしょう。また、その理由が、責任の所在の話！？
- 「責任を引き継ぐ」「最終責任を持つ」とか誰の責任とか固定的なものではありません。その著作権を行使するすべての人が、ライセンス条件を満たす必要があるからですね。

『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLMでの答えは以下のようになります

Q cocoapods、composerなどのライブラリ/パッケージ管理ツールによって、依存関係のある他のOSSがダウンロードされて組み込まれたOSSがあります。このOSSを配布する場合、ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは気にせず配布できますか？

A 結論から申し上げますと、ツールによってダウンロードされ組み込まれた他のOSSのライセンスを「気にせず配布すること」はできません。配布（再頒布）する際には、それらすべてのOSSライセンスの条件を遵守する必要があります。理由は以下の通りです。

1. ソフトウェアは「著作物の集合体」である 中略
2. ライブラリの同梱は「利用（再頒布）」にあたる 中略
3. トラブルを回避するための実務的対応 中略

管理ツールが自動でダウンロードしたものであっても、配布の主体となる者がすべてのライセンス遵守の責任を負うことになります

- 「配布」は「再頒布」と補正していますが、拙著にはない「遵守」という言い方を使っています。
- 「責任を引き継ぐ」よりマシですが、「配布の主体となる者がすべてのライセンス遵守の責任を負う」という説明は、頒布という行為に条件があるということがわかりづらい。

上で省略した3項目の詳細を見てみましょう

1. ソフトウェアは「著作物の集合体」である

ソフトウェア製品は一般に、複数のプログラムや画像など、独立した複数の著作物から構成されています¹。

パッケージ管理ツールによってダウンロードされたライブラリも、それぞれが他人の著作物です。製品を配布する行為は、そこに含まれる個々の著作物を「再頒布」することになるため、それぞれの著作者が指定したライセンス条件（著作権表示やソースコード開示など）を満たす必要があります。

popupウィンドウに出典の記述が表示されます

1:著作権に基づいている**OSS**ライセンスにおいて、許諾対象は個々のプログラムの著作物です（図3-6）。**OSS**の著作者が著作権の行使を許諾できるのは、自身の著作物だけだからです。ソフトウェア/ハードウェア製品は一般にプログラム、画像など複数の著作物からなりますが、その場合それぞれの著作者の許諾が必要です。つまり、各ライセンス条件を満たす必要があります。製品の中の個々の著作物を確認しなければならないところは面倒です。しかし、他人の著作権を行使させてもらうのですから、パッケージ単位に十把一絡げにライセンスを管理したり、個々の著作者のライセンスを無視するような対応をしてはいけません。

OSSライセンスを正しく理解するための本 第2刷.pdf

2. ライブラリの同梱は「利用（再頒布）」にあたる

著作権法では、単にプログラムを実行する「使用」と、複製・改変・頒布などを行う「利用」を区別しています。

ツールによって他のOSSが組み込まれたプログラムを第三者に配布する行為は「利用（再頒布）」に該当します。

- バイナリ形式での配布： 実行形式のファイルには、プログラマーが書いたコードだけでなく、リンクされたライブラリのオブジェクトコードも含まれています。これを頒布する際は、含まれるすべてのライブラリのライセンス条件を満たさなければ、著作権侵害（犯罪）となるリスクがあります。
- 付随的な機能でも同様： メインのプログラムではなく、通信プロトコルの実装などのために付随的に組み込まれたOSSであっても、再頒布であることに変わりはなく、条件を無視することはできません。

3. トラブルを回避するための実務的対応

ソースコードの開示が必要なライセンス（GPLなど）が依存関係に含まれている場合、気づかないうちに自社コードの開示義務やリバースエンジニアリングの許可といった条件が課される「両立性の問題」が発生することがあります。

そのため、以下のステップで管理することが推奨されています。

- OSS一覧表の作成：自分が扱う対象にどんなOSSが含まれているか、つまり「誰の権利を行使しようとしているのか」を認識するために、依存関係を含めた利用OSSの一覧表を作成します。
- ライセンスタイプの確認：組み込まれた各OSSがどのタイプ（ソース開示が必要か等）に該当するかを把握し、必要な対処（ドキュメントへの記載やソースコードの添付など）を出荷前に行います。

Q&Aと2つのAIの比較：「ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは？」

- ライブラリ/パッケージ管理ツールによってダウンロードされた、依存関係のある他のOSSについても、**配布**する際の条件を**遵守**する必要があります。
 - したがって、自分で開発元からダウンロードしたものと同様に、ライセンスを調査し、その条件を**遵守**してください。
-
- 依存OSSを“自動取得して組み込むだけ”で、ライセンス**責任は引き継ぎません**。つまり実際に**配布**するのは「依存OSSを含んだ成果物」になるため、すべてのライセンス**条件を満たす責任は配布者側**にあります。
-
- 配布（再頒布）する際には、それらすべてのOSSライセンスの**条件を遵守**する必要があります。
 - 管理ツールが自動でダウンロードしたものであっても、**配布**の主体となる者がすべてのライセンス**遵守の責任**を負うことになります

▶**不適切な表現が拡散すると、人もAIもそれに迎合した表現になるようです。**

どれも必要があるので、大きな間違いはありませんが、配布/遵守/責任などの用語の使い方が不適切。

Q&Aは、根拠の説明が無いところが納得性に乏しく評価が下がります。

ChatGPTは、責任の所在がどこかにあるかのような誤解を与えている点は評価が下がります。

Q OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか？

A いいえ。

- ◆ライセンスによりますが、多くのライセンス条件では、改変したソースコードの開発コミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
- ◆ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用するOSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- ◆なお、バグ修正を行なった場合は、OSS開発コミュニティへ提供して大もとのOSSを修正してもらう方が、OSSのバージョンアップ後に再度修正する手間が無くなるため、提供することをお勧めします。

OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup) OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1 より

「開発コミュニティへの還元」が義務とまことしやかに騙る人がいるので、出てきた疑問でしょうが、そういう条件の**OSS**ライセンスを見たことはありません。

「任意であり、義務とはされていません」という言い方は、そういう任意の条件が記載されているような誤解を与えますが、そのような条件も見かけたことはありません。

ChatGPTでの答えは以下ようになります。

Q OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか？

A 結論から言うと、必ずしも提供する必要はありません。

ただし、どのOSSライセンスかによって義務が変わります。代表的なパターンを説明します。

① 改変しても公開義務がないライセンス：以下のような緩いライセンス（Permissive License）では、改変したコードをコミュニティへ提供する義務はありません。

例・MIT License 以下省略

② 条件付きで公開義務があるライセンス（コピーレフト）：以下のようなCopyleft系ライセンスでは、条件によって改変コード公開義務があります。

例・GNU General Public License（GPL） 以下省略

③ コミュニティへの提出は義務？：ほとんどのOSSライセンスでは「コミュニティへ提出する義務」はありません。 以下省略

- 著作権を行使する際の「条件」なのに「義務」かのように誤解を与えていますし、さらに、
- 「コミュニティへの提供」の話が「公開義務」の話に、すり替えたような不自然な回答です。
- また、(Webへの)公開義務というものがあるかのように誤解させますし、
「緩いライセンス」「Copyleft」は誤解を与えるので、私は使用しない言い方です。

『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLMでの答えは以下のようになります。

Q OSSを改変した場合、改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要がありますか？

A 結論から申し上げますと、一般的に改変したソースコードを元の「OSS開発コミュニティ」へ提供（フィードバック）する義務はありません。

OSSライセンスにおける「ソースコードの開示（公開）」という条件について、誤解されやすいポイントと正しいルールを解説します。

1. 開示の対象は「コミュニティ」ではなく「受領者」 中略

2. 「ソースコードの公開」の本当の意味 …「バイナリを受け取った人が誰でもソースコードを入手できる状態にすること」 中略

3. 条件が発生するトリガーは「頒布（再頒布）」 中略

4. 特殊な例：AGPL（アフェロGPL） 中略

要約すると、「コミュニティへの還元」は善意の活動としては推奨されますが、ライセンス上の義務ではないというのが基本的な考え方です。ただし、改変版を製品として販売・配布する場合には、その購入者に対してソースコードを開示する準備を整えなければ、著作権侵害（法違反）となるリスクがあります。

~~省略した上記4点の詳細を紹介します~~

Q&Aと2つのAIの比較：「改変したソースコードをOSS開発コミュニティへ提供する必要？」

- ライセンスによりますが、多くのライセンス条件では、改変したソースコードの開発コミュニティへの提供は任意であり、義務とはされていません。
 - ただし、ライセンス条件は、OSSの開発者が自由に設定できるため、利用するOSSのライセンス条件を確認する必要があります。
- 必ずしも提供する必要はありません。ただし、どのOSSライセンスかによって義務が変わります。
 - ① 改変しても公開義務がないライセンス：
 - ② 条件付きで公開義務があるライセンス（コピーレフト）：
 - ③ ほとんどのOSSライセンスでは「コミュニティへ提出する義務」はありません。
 - 一般的に改変したソースコードを元の「OSS開発コミュニティ」へ提供（フィードバック）する義務はありません。
 - 「コミュニティへの還元」は善意の活動としては推奨されますが、ライセンス上の義務ではない

どれも「必要無い」とのことで大きな間違いはありませんが、「義務」というのはいただけません
また、「任意」というと、そういう記述があるかのように誤解させるのは評価が下がります。

ChatGPTの公開義務とコミュニティへの提供の区別が付いていない回答は難があります。

▶ 同前

Q 他社Aと契約して、OSSではないA社製ソフトウェアを当社製品に組み込む予定です。A社製ソフトウェアを入手後、OSSが含まれていることが分かりましたが、OSSを利用している旨の記載はありませんでした。この場合、当社はこのOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか？

A はい。

◆他社製ソフトウェアに含まれるOSSであっても、そのOSSのライセンス条件を遵守する必要があります。ただし、この質問の場合、A社がOSS開発者と個別に契約していることもあり得ますので、A社に確認してください。

OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup) OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1 より

「遵守する必要があ」るって、**OSS**ライセンスは契約ではありませんので、条件を満たさなければ、頒布が許諾されない、著作権侵害になるものです。

これも、「なぜ？」という根拠が説明されていません。

また、個別の契約は、一般的な(企業製ではない)**OSS**では、まず、あり得ませんが、**A社にOSSとライセンス条件を確認することは必要です。**

ChatGPTでの答えは以下ようになります。

Q 他社Aと契約して、OSSではないA社製ソフトウェアを当社製品に組み込む予定です。A社製ソフトウェアを入手後、OSSが含まれていることが分かりましたが、OSSを利用している旨の記載はありませんでした。この場合、当社はこのOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか？

A 結論から言うと、原則として貴社はそのOSSのライセンス条件を遵守する必要があります。

...

■ ...

■ まとめ

- OSSが含まれている以上、貴社にもライセンス遵守義務が発生
- A社の未記載は問題だが、それとは別問題
- 実務的には「OSSの特定と対応＋A社への責任追及」が必要

前述と同じく、「遵守」「義務」という言葉を使った表現は不適切でしょう。

「義務が発生」しているわけではなく、著作権は、著作者が創作した時点で発生するものです。

× **OSS**が含まれている以上、貴社にもライセンス遵守義務が発生

○ 他人の著作権を行使する以上、その許諾条件を満たさなければなりません。

『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLMでの答えは以下のようになります。

Q 他社Aと契約して、OSSではないA社製ソフトウェアを当社製品に組み込む予定です。A社製ソフトウェアを入手後、OSSが含まれていることが分かりましたが、OSSを利用している旨の記載はありませんでした。この場合、当社はこのOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか？

A 結論から申し上げますと、貴社はそのOSSのライセンス条件を遵守する必要があります。
他社から入手したソフトウェアであっても、それを自社製品に組み込んで第三者に配布（再頒布）する場合、その中に含まれる他人の著作物（OSS）に対する責任は、頒布の主体である貴社が生じるためです。

主な理由は以下の通りです。

1. 頒布の主体にライセンス遵守の責任がある 中略
2. 「知らなかった」では済まされないリスク 中略
3. 具体的な対処の必要性 中略

OSSライセンスは著作者が一方的に示した「著作権行使の許諾条件」であり、これを守らない行為は単なる契約違反ではなく、刑事罰（罰金刑など）の対象となる著作権法違反であることを自覚して対応する必要があります。

それでも、「遵守」が多用されていて残念ですが、~~中略した3点の詳細を紹介します~~

Q&Aと2つのAIの比較：「仕入れたプログラムに知らずに含まれていたOSSのライセンスは？」

- 他社製ソフトウェアに含まれるOSSであっても、そのOSSのライセンス条件を**遵守**する必要があります。ただし、この質問の場合、A社がOSS開発者と個別に契約していることもあり得ますので、A社に確認してください。
- 原則として貴社はそのOSSのライセンス条件を**遵守**する必要があります。
 - OSSが含まれている以上、貴社にもライセンス遵守義務が発生
- 貴社はそのOSSのライセンス条件を**遵守**する必要があります。

どれも、条件を満たす「必要がある」という答えなので、大きな間違いはありませんが、一般的な**OSS**でも、個別の契約があり得るような誤解を与えて評価が下がりますし、「OSSが含まれていると義務が発生」するような誤解を与えて評価が下がります。

▶ 「契約/遵守/義務とか言っておけば、やるだろう」的ないい加減さを感じます。

私が(OSSライセンスを)「遵守」という言い回しを不適切と思う理由(1/2)

1. 遵守とは

- ネット検索すると、「公的なルールや規則に従うことを意味する一般的な言葉です」
- 契約が成立すれば、債務と債権が確定し、債務=義務に従う必要が出てきます。
- その関係が成立して、はじめて「遵守」する必要が出てきます。

2. OSSライセンスの位置づけ

- 著作者である開発者が示した条件付き許諾 - 著作者が持つ著作権の行使の許諾
- プログラムは一般に著作物であり、無償で公開されていても、著作者に無断で再頒布することはできません
- OSSは、OSSライセンスの条件を満たした上で、頒布つまり著作権行使が可能になっています
- OSSライセンスの条件を満たす行為は、著作権法を遵守するためといえます
- 受領者がOSSを頒布する際に遵守すべきものは、著作権法です。
- 著作権行使しなければ、著作権法に抵触しないので、OSSライセンス条件を満たす必要はありませんので、規則に従う、というイメージとは少々違うかと思います。

私が(OSSライセンスを)「遵守」という言い回しを不適切と思う理由(2/2)

3. GPLの記述

- GPLv2

5. あなたはこのライセンスを受諾する必要は無い。というのは、あなたはこれに署名していないからである。

しかし、このライセンス以外にあなたに対して『プログラム』やその派生物を改変または頒布する許可を与えるものは存在しない。これらの行為は、あなたがこのライセンスを受け入れない限り法によって禁じられている。

「契約を遵守する」イメージは、そぐわないわけですね

- GPLv3

9. コピーの所有に必要とされない受諾 ←初期のタイトル案が「**契約ではない**」

あなたは、『プログラム』のコピーを受領あるいは実行するために本許諾書を受諾する必要はない。[中略]

しかしながら、他の場合においては、本許諾書以外にあなたに対して『保護された作品』の普及や改変をする許可を認めるものはない。

4. だから

- OSSライセンスを契約と捉えたかのような「OSSライセンスを遵守する」とか「OSSライセンスを遵守しなければならない」という言い回しを私は極力使わないようにしています。

この情報は個人サイトに掲載 <https://osslicense-ane.com/paper/>

この情報をNotebookLMのソースに加えると

Q3の回答に変化はありませんでしたが、

Q1「ツールがダウンロードした他のOSSのライセンスは？」の回答は、以下のようになりました。

- 配布（再頒布）する際には、それらすべてのOSSライセンスの**条件を遵守**する必要があります。
- 管理ツールが自動でダウンロードしたものであっても、**配布**の主体となる者がすべてのライセンス**遵守の責任**を負うことになります



- それら依存関係にある他のOSSのライセンスを**無視して配布することはできません**。
- 管理ツールが自動で取得したものであっても、**配布の主体となる側がすべての著作権に対する責任を負うことになります**



『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとした
NotebookLMのような生成AIなら、
誤解を招く表現も比較的少ないので、
ハルシネーションをある程度、改善
できるのではないのでしょうか

『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLMの作成方法(1/2)

1. LLMを作る

1-1. <https://notebooklm.google/?hl=ja> にアクセスして「NotebookLMを試す」をポチッ

1-2. 「NotebookLMにようこそ」と出て、OKで進む

1-3. ソースを読み込むと、チャットが可能になります。

- 拙著のPDF版は、本の森.JPから購入できます

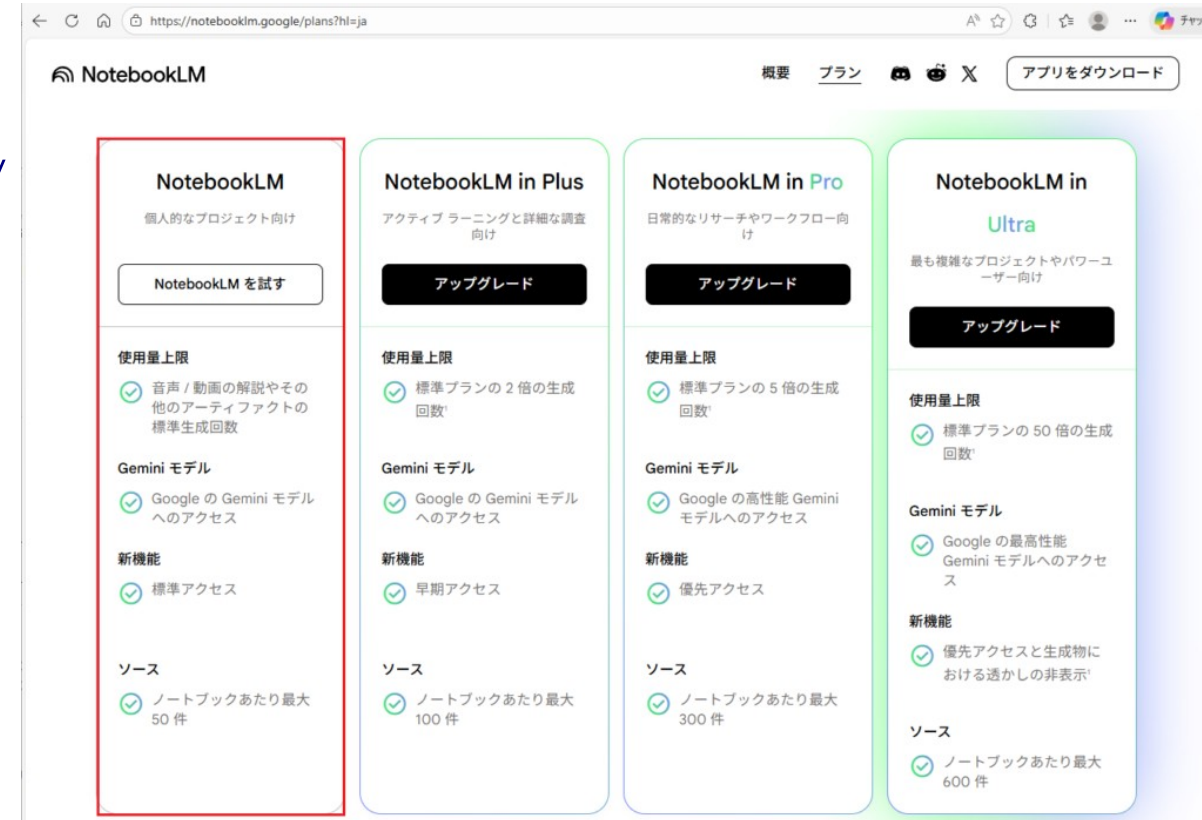
<https://book.mynavi.jp/manatee/c-r/books/detail/id=126716>



『OSSライセンスを正しく理解するための本』をソースとしたNotebookLMの作成方法(2/2)

- 無料の「NotebookLMを試す」のプランで使えています。

- 個人サイトにも、この作成方法を掲載しています。
<https://osslicense-ane.com/paper/notebooklm/>



個人サイトにあるその他の論説 <https://osslicense-ane.com/paper/>

- OSSライセンスが添付されていないプログラムの扱いについて
- 「OSSライセンスを遵守」という言い回し
- GPLが契約と誤解される理由？
- 「契約」について
- 『GPLになる』って何！？
- GNU Affero GPLv3 (AGPLv3)の著作権的考察
- OSSのライセンス表記・表示について
- GPLのOSS利用でソース開示したプログラム
- 私が "distribute" を「頒布」と訳す理由
- ダウンロードは著作権法違反か？
- OSSライセンスに関する都市伝説
- コピーレフトの実像
- OSSライセンスを気にしない使い方
- 不正確な新聞記事-なぜ「ネット配信曲 披露宴使えず」なのか？
- 「OSSライセンス＝契約」という誤解を解く：OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか？
- OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈

これらの無料の情報を
ソースとして読み込めば、
より適切な回答が
得られるかもしれません

Q 入手したOSSに著名なライセンスが適用される旨が記載されていました。しかし、配布時にライセンスを添付する義務があるにもかかわらず、ライセンスファイルが添付されていませんでした。このOSSに指定のライセンスファイルを添付して配布した場合、OSSを改変したことになりますか？

A いいえ。

- ◆OSSそのものを変更しているわけではないですし、ライセンス条件を遵守するための行為ですので、改変にはなりません。
- ◆ライセンスが添付されていなかった場合、まずは、オリジナルを探し、そこにライセンスファイルが付いていればそれを付けてください。オリジナルにも付いていない場合、著作権者にライセンスを添付するよう依頼することをお勧めします。

OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup) OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1 より

ChatGPTの回答

- ◆結論から言うと、通常は「ライセンスファイルを添付して配布すること」自体はOSSの改変には当たりません。(省略)ただし(省略)重要なのは、「添付するライセンスファイルが正しいものか」という点です。(省略)ライセンス文書を添付して配布するのが安全です。(省略)

NotebookLMでの回答

- ◆結論から申し上げますと、適用されることが明記されているライセンスのファイルを単に添付して頒布（配布）する行為は、一般的にOSS（プログラム著作物）そのものを「改変」したことはなりません。むしろ(省略)必要な行為といえます。(省略)

- どれも、改変に当たらないとし、添付を推奨しています。

本当に、付いていなかったOSSライセンスを添付することが正しい行為なのでしょうか？

- OSSライセンスが、再頒布の際のライセンス(許諾)と考えれば、それが添付されていないということは、許諾されていない、つまり、頒布できない、と考えるのが妥当ではないでしょうか。
 - オリジナルから創作的にコードが違えば、二次的著作物でしょうから、そのライセンスは違うかもしれません。
 - オリジナルと全く同じならば、オリジナルのソースとライセンスを使いましょう。
 - オリジナルにもライセンスが付いていないならば、信用に値しないプログラムか、
 - 「著名なライセンスが適用される旨が記載されてい」ても、そのソースは、OSSではない可能性もあります。
 - 例えば、デバイスメーカーがデバイスドライバをGPLで公開していても、自社製品でプロプラとして製品に組み込んでいる可能性もあります。

▶ 私としては改変か否か以前に、頒布可能なプログラムと考える方が良いでしょうと答えます。

生成AIは、質問者に**迎合**する傾向にあり、聞かれたことを素直に回答しようとしています。

そのため、前提となる**根本が間違っている**、それに触れることは少ないので注意しましょう。

Q 入手したOSSに著名なライセンスが適用される旨が記載されていました。しかし、配布時にライセンスを添付する義務があるにもかかわらず、ライセンスファイルが添付されていませんでした。このOSSに指定のライセンスファイルを添付して配布した場合、OSSを改変したことになりますか？

A いいえ。

- ◆OSSそのものを変更しているわけではないですし、ライセンス条件を遵守するための行為ですので、改変にはなりません。
- ◆ライセンスが添付されていなかった場合、まずは、オリジナルを探し、そこにライセンスファイルが付いていればそれを付けてください。オリジナルにも付いていない場合、著作権者にライセンスを添付するよう依頼することをお勧めします。

OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup) OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1 より

ChatGPTの回答

- ◆結論から言うと、通常は「ライセンスファイルを添付して配布すること」自体はOSSの改変には当たりません。(省略)ただし(省略)重要なのは、「添付するライセンスファイルが正しいものか」という点です。(省略)ライセンス文書を添付して配布するのが安全です。(省略)

NotebookLMでの回答

- ◆結論から申し上げますと、適用されることが明記されているライセンスのファイルを単に添付して頒布（配布）する行為は、一般的にOSS（プログラム著作物）そのものを「改変」したことにはなりません。むしろ(省略)必要な行為といえます。(省略)

ちなみに、その問題をNotebookLMに指摘すると、以下のように、迎合するだけ。

OSSを改変したか否か以前に、著作権行使を許諾するOSSライセンスが付いていないということは、著作権行使を許諾されていないと考えるべきではないでしょうか？

「著名なライセンスが適用される旨が記載されていました」のも、元著作者は、そうであっても、改変し再頒布したものが無断や他の条件で頒布した疑いが残ります。また、元々OSSライセンスが添付されていないいい加減な著作者かもしれません。

そういうプログラムをわざわざOSSかのように仕立て上げて記載されたOSSライセンスを付ける行為は、著作者ではないのですから、不正行為に当たりませんか？

ご指摘の通り、**OSSライセンスが添付されていないプログラムを再頒布（配布）することは、原則として著作者の権利を侵害する行為**となります。ソースに基づき、ご質問の懸念点について整理して解説します。

1. ライセンスが添付されていない＝利用許諾がない

著作権法上、プログラムは「著作物」として保護されており、著作者は複製権

・無断頒布は侵害：（省略） ・許諾の不在：（省略） ・「OSS」とは呼べない：（省略）

「権利を侵害する行為」を「必要な行為」と言って、させようとしてたんかーい！

2. 「著名なライセンス適用」の記載と再頒布のリスク

ソースコードのヘッダ等に「GPLv2」などのライセンス名が記載されているにもかかわらず、ライセンスファイルが欠落している場合、ご指摘の通り「いい加減な著作者」や「不適切な再頒布」の疑いが残ります。

・品質への疑念：（省略） ・依拠性と類似性の問題：（省略）

3. 非著作者が勝手にライセンスを付与する行為

著作者ではない者が、勝手にライセンスを「仕立て上げて」付ける行為は、法的に大きな問題があります。

・条件指定の権利は著作者のみ：（省略） ・不正行為としての側面：（省略） ・著作権侵害（犯罪）：（省略）

結論として、「ライセンスが適切に添付されていないものは利用（再頒布）しない」という判断は、著作権法を遵守し、ビジネス上のリスク（刑事罰や差止請求）を回避するために極めて正当な考え方はです。

このような生成AIの考え無しの回答に惑わされたくない方に

OSSライセンス コンサルティング <https://jpn.nec.com/oss/osslic/>

本コンサルティングでは、以下の三つの方法で御社のライセンス対応をご支援いたします。

– 御社で対応策を作成したものの、疑問点があり、相談されたい方に

a) OSSライセンス対応策相談 – 期間3ヶ月、3アドバイス(72万円) (税別)

– 対応策を自作される前に、実際の1~2個のOSSでの対応例を示してほしい方に

b) OSSライセンス対応例作成 – 期間1ヶ月以内で作成(95万円) (税別)

– 御社での対応策の作成が困難な方に代わって、対応策を提案してほしい方に

c) OSSライセンス対応策提案 – 期間1ヶ月以内で作成(120万円) (税別)

また、OSSライセンスを正しく理解するための講義もご用意しております。

d) OSSライセンスの講義 – 1回2時間×2日間

(31万円20名まで、24万円10名まで、20万円5名まで) (税別)

新OSSライセンスの講義

- 1日目の概略編2Hで一通りお話しして、2日目の個別編2Hで各ポイントを深掘りします。

1日目 概略編

1. OSS(オープンソースソフトウェア)とは何か
2. 代表的なOSSのライセンス
3. ライセンスの意味と著作権の関係
4. いかにしてOSSと付き合うか

2日目 個別編

5. 何をしたら「頒布」なのでしょうか
6. OSSライセンス対応
7. 二次的著作物の扱い
8. 著作物
9. 著作権法チップス

- 各日、10:00-12:00, 13:00-15:00, 15:00-17:00の枠からお選びください。
- 基本的にオンライン(Teams, Zoomなど)で実施させていただきます。
- 31万円20名まで、24万円10名まで、20万円5名まで (税別)の3パターンからお選びください。

NEC

\Orchestrating a brighter world